

2025年3月期基準(2024年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



LINKAGE

リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、IR、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする3分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題100問、総合問題9問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けているほか、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題 1	全体像
開示書類とその根拠法令の関係	

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法	適時開示	会社法
・有価証券報告書	・決算短信	・(狭義の)招集通知
・四半期報告書	・決算短信	

正解 ▶ ②

- ① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法
有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。
- ② × 決算短信…適時開示
決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示に
ジャー制度において作成されます。この適時開示は、証券
券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

問題 101	有価証券報告書
キャッシュ・フロー計算書関係注記	

CAT 株の当連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)を答えなさい。
なお、単位は円。

テーマ	キャッシュ・フロー計算書関係注記
連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の増減を示す注記事項です。 連結貸借対照表における「有価証券」の金額は、	

【解答・解説】

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(X5年3月31日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

小問(1) 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

本番試験の類似問題を掲載しています。

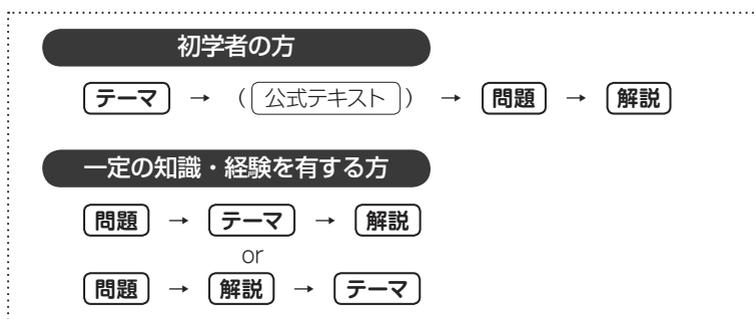
総合問題を解くうえでのポイントを明示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

■ 選択式問題の学習方法

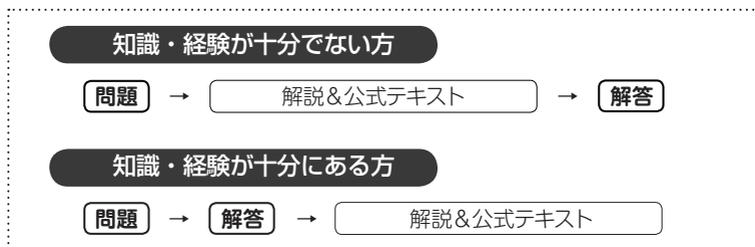
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■ 総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16 【主要な経営指標等の推移】	34
17 【主要な経営指標等の推移】	36
18 【沿革】	38
19 【事業の内容】	40
20 【関係会社の状況】	42
21 【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕	
22	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】… 47
23	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】 …………… 49
24	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】… 51
25	【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、 【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析】 …………… 53
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕	
26	【設備投資等の概要】 …………… 56
27	【主要な設備の状況】 …………… 58
28	【設備の新設、除却等の計画】 …………… 60
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕	
29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】 …………… 61
30	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …………… 64
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …………… 66
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …………… 74
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …………… 76
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕	
34	【経理の状況】の冒頭 …………… 78
35	【連結貸借対照表】 …………… 80
36	【連結貸借対照表】 …………… 82
37	【連結貸借対照表】 …………… 84
38	【連結損益計算書】 …………… 86
39	【連結損益計算書】 …………… 88
40	【連結損益計算書】 …………… 90
41	【連結包括利益計算書】 …………… 92
42	【連結包括利益計算書】 …………… 94
43	【連結株主資本等変動計算書】 …………… 96
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】 …………… 98
45	【継続企業の前提に関する事項】 …………… 100
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 …………… 102
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 …………… 104

48	会計上の変更と誤謬の訂正	106
49	(連結貸借対照表関係)	109
50	(連結貸借対照表関係)	111
51	(連結貸借対照表関係)	113
52	(連結損益計算書関係)	115
53	(連結損益計算書関係)	117
54	(連結損益計算書関係)	119
55	(連結株主資本等変動計算書関係)	121
56	(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57	(リース取引関係)	125
58	(金融商品関係)	127
59	(有価証券関係)	130
60	(デリバティブ取引関係)	132
61	(退職給付関係)	134
62	(ストック・オプション等関係)	136
63	(税効果会計関係)	138
64	(資産除去債務関係)	140
65	(賃貸等不動産関係)	142
66	(収益認識関係)	144
67	【セグメント情報】	146
68	【セグメント情報】	148
69	【関連当事者情報】	150
70	(1株当たり情報)	152
71	(重要な後発事象)	154
72	【社債明細表】	156
73	【借入金等明細表】	158
74	連結財務諸表の 【その他】	160
75	【貸借対照表】	162
76	【貸借対照表】	164
77	【損益計算書】	166
78	【株主資本等変動計算書】	168
79	財務諸表注記	170
80	財務諸表の 【附属明細表】	173
81	【主な資産及び負債の内容】	175

〔半期報告書〕	
82	半期報告書 177
83	半期報告書（定性的情報） 179
84	半期報告書（経理の状況） 181
〔内部統制報告書〕	
85	内部統制報告書及び内部統制監査報告書 183
〔臨時報告書〕	
86	臨時報告書（議決権行使結果） 185

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

〔決算短信〕	
87	決算短信 188
88	決算短信 190
89	決算短信（サマリー情報） 192
〔四半期決算短信〕	
90	決算短信及び四半期決算短信 194
91	四半期決算短信 196
〔適時開示〕	
92	適時開示 199
93	適時開示 201
〔コーポレート・ガバナンス報告書〕	
94	コーポレート・ガバナンス報告書 203

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

〔招集通知及び事業報告〕	
95	株主総会の招集通知及び事業報告 206
96	事業報告 209
97	事業報告 211
〔計算書類等〕	
98	計算書類等 213
99	計算書類等 216
100	監査報告書 219

総合問題

101	キャッシュ・フロー計算書関係注記	222
102	退職給付関係注記	226
103	税効果会計関係注記	231
104	1株当たり情報注記	235
105	決算短信サマリー情報（配当の状況）	240
106	生産、受注及び販売の実績	244
107	製造原価明細書	248
108	外貨建有価証券	254
109	引当金	258

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 有価証券報告書は有価証券の発行時において投資者を保護するために必要とされる制度であるから、金融商品取引法上の発行開示に分類される。
- ② 有価証券報告書は EDINET に掲載することのみで公衆縦覧に供されたことになる。
- ③ 有価証券報告書は、財務諸表部分に限らず全文が XBRL の形式により提出される。
- ④ 有価証券届出書は、投資者に直接交付される。

テーマ

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

金商法は、「有価証券の発行、売買その他の取引を公正にし、かつ有価証券の流通を円滑にすることを目指す」として、もって国民経済の健全な発展と投資者の保護に資する」ことを立法趣意としています。このため、金商法による企業内容開示制度は、有価証券の発行市場と流通市場とに分けて開示規制が行われるとともに、投資者に直接情報開示すべきものと間接的な情報開示とが規定されています。

〈発行開示と継続（流通）開示〉

発行開示	有価証券の発行総額が1億円以上の有価証券を50名以上の者に対して募集し、または売出しを行う場合等
継続（流通）開示	上場会社、有価証券届出書の提出会社、資本金5億円以上かつ株主1,000名以上の会社

〈直接開示と間接開示〉

直接開示	投資者に対して直接、投資情報を提供する（目論見書等）
間接開示	投資者に対して、公衆縦覧等により間接的に情報提供を行う（有価証券届出書、有価証券報告書等）

正解▶③

① × 発行開示と継続（流通）開示

有価証券の発行時において必要とされるのは有価証券届出書です。また、有価証券報告書は継続開示（流通開示）のための制度であると位置づけられます。

② × 公衆縦覧の方法

有価証券報告書は EDINET (Electronic Disclosure for Investors NETwork) に掲載することも求められていますが、①関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務（支）局、②当該発行地の本店及び主要な支店、③金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引所協会、において営業時間・業務時間中に有価証券報告書（紙）でも事由に閲覧することができるようにする必要があります。

③ ○ XBRL 提出の範囲

有価証券報告書等の EDINET 提出に際して XBRL (eXtensible Business Reporting Language) という電子データの形式が用いられます。2013 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、財務諸表部分だけでなく、有価証券報告書全体が XBRL の形式により提出されています。

④ × 直接開示と間接開示

投資者に直接交付（直接開示）されるものは目論見書ですが、有価証券届出書は公衆縦覧に供する方法によって開示（間接開示）されます。

不適正な適時開示に対する措置

不適正な適時開示に対する措置に関して、次の選択肢の中から不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 証券取引所は、有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるときは、投資者に注意喚起を行うことができる。
- ② 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと認め、改善の必要性があると認めた場合、証券取引所は当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求め、公表することができる。
- ③ 証券取引所は、不適正な適時開示を行った上場会社に対して改善報告書の提出を求めたにも関わらず、その提出が行われない場合、当該会社の銘柄を特別注意銘柄に指定することができる。
- ④ 証券取引所は、適時開示に係る規定に抵触した上場会社に対して、注意喚起のために口頭注意を行うことができる。

テーマ 不適正な適時開示に対する措置

証券取引所は、投資者の投資判断を資するため、適時適切な情報開示を求めています。東京証券取引所の場では、不適正な適時開示を行った上場会社に対する措置として、以下のものがあります。

投資者への注意喚起	次のいずれかに該当する場合であって、その周知が必要であると東証が認めるとき (1) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき (2) その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき
口頭注意	上場会社が適時開示に係る規定に抵触した場合。社名は公表されない。
上場違約金	上場会社が適時開示に係る規定に違反したと認め、株式市場に対する株主及び投資者の信頼を棄損したと認めた場合公表の対象となる。

改善報告書・改善状況報告書	上場会社が適時開示等に係る規定に違反したと認め、改善の必要性が高いと認めた場合、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求めることができる。提出された改善報告書は、公衆縦覧に供される。改善報告書を提出した上場会社は、提出から6ヶ月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を提出しなければならない、これも公衆縦覧に供される。
特別注意銘柄	適時開示等に係る規定に違反したり有価証券報告書等の虚偽記載があったりしたため、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められる上場会社や、改善報告書を提出したものの、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められず、内部管理体制等につき改善の必要性が高いと認められる上場会社は、特別注意銘柄に指定される。
上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> 改善報告書を提出しなかった上場会社の改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認められる場合。 特設注意市場銘柄指定から一定期間（最大で1年半）を経過しても、内部管理体制等に引き続き問題がある、あるいは改善の見込みがないと認められる場合。

正解 ▶ ③

① ○ 投資者への注意喚起

東京証券取引所は、2014年5月の業務規程や有価証券上場規程を改正し、従来の開示注意銘柄制度を廃止するとともに、次の2ケースのいずれかに該当する場合であっても、その周知が必要であると東証が認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができるようになりました。

- (1) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与える恐れがあると思われる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき
- (2) その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる場合があるとき

② ○ 改善報告書

証券取引所は、上場会社が適時開示に係る規定に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合において、改善の必要性が高いと認

【主要な経営指標等の推移】

有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」には、最近10連結会計年度分の記載が求められている。
- ② 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」及び「提出会社の経営指標等」には、売上総利益の推移を記載しなければならない。
- ③ 連結財務諸表作成会社の場合、【主要な経営指標等の推移】の「提出会社の経営指標等」において、提出会社の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローを記載する必要はない。
- ④ 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」及び「提出会社の経営指標等」に記載される株価収益率は、予想利益をベースに算定する。

テーマ 主要な経営指標等の推移

【主要な経営指標等の推移】は、最近5年連結会計年度（事業年度）分の連結経営指標等及び提出会社の経営指標等について記載します。各経営指標として記載すべき項目は以下のとおりです。

経営指標等	種類	経営指標
連結	経営成果	売上総利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、包括利益
	財政状態	純資産額、総資産額
	1株当たり指標	1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益
	財務比率	自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率
	キャッシュ・フロー(CF)	営業活動によるCF、投資活動によるCF、財務活動によるCF、現金及び現金同等物の期末残高
	その他	従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕

単体	経営成績	連結に同じ（ただし包括利益を除く）
	財政状態	資本金、発行済株式総数のほか、連結に同じ
	1株当たり指標	1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）のほか、連結に同じ
	財務比率	配当性向のほか、連結に同じ
	その他	従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕、株主総数、株 価の推移

正解▶③

① × 最近5連結会計年度（事業年度）分の記載

【主要な経営指標等の推移】には、最近10連結会計年度分ではなく、最近5連結会計年度分の記載が求められています。

② × 記載すべき指標

売上高、経常利益、当期純利益の記載は必要ですが、売上総利益の記載は不要です。また、営業利益の記載もありません。

③ ○ キャッシュ・フロー指標

【主要な経営指標等の推移】に記載される項目の多くは、有価証券報告書内の別の箇所で開示されている項目です。連結財務諸表作成会社の場合、提出会社単体のキャッシュ・フロー計算書の開示は不要であることから、【主要な経営指標等の推移】においても、提出会社の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローを記載する必要はありません。

④ × 株価収益率の算定根拠

株価収益率は、資本市場で一般に用いられる予想利益をベースとしたものではなく、実際の利益をベースに算定されます。

問題

有価証券報告書／第2 事業の状況

25

【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、【重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、【重要な契約等】及び【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に関して、不適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】及び【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】においては、将来に関する事項を記載してもよい。
- ② 財務諸表に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合、【事業等のリスク】において提出会社に係るリスクの発生可能性に及ぼしている影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して、経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容を記載する必要はない。
- ③ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載のうち、「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性が無い場合には記載は省略することができる。
- ④ 原材料の供給に係る包括的契約による契約の相手方に対する事業上の依存度が著しく大きい場合、それについて【事業等のリスク】及び【重要な契約等】の双方に記載することとなる。

テーマ 【重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

- ① 重要な契約等
 - a 吸収合併又は新設合併
 - b 重要な事業の全部もしくは一部の譲渡又は譲受け
 - c 事業の全部もしくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約
 - d 株式交換又は株式移転
 - e 吸収分割又は新設分割

- f 企業・株主間のガバナンスに関する合意
- g 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- h ローン契約と社債に付される財務上の特約

なお、「その他の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に留意することが必要です。

- ア 当該契約の締結が、会社法 362 条 4 項に規定する取締役等の決議事項に相当する場合
 - イ 当該契約の締結によって、契約の相手方に対する事業上の依存性が著しく大きくなる場合（例えば、原材料の供給・製品の販売等に係る包括的契約、一手販売・一手仕入契約等）
 - ウ 当該契約の締結相手によって、著しく事業上の利益を受ける場合（例えば、営業地域の制限を伴うフランチャイズ契約、ライセンス契約等）
 - エ 当該契約の締結が、重要な資産の管理、処分（譲渡、取得）（負債等）に該当する場合（例えば、重要な固定資産の譲渡（取得）又は、巨額の出払、債務負担を伴う場合（例えば、規模の大きい共同出資事業契約等））
- ② 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析の検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ分かりやすく記載することが求められます。

正解▶③

① ○ 将来に関する事項の記載

【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】及び【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の双方において、将来に関する事項を記載することは認められています。この場合、当連結会計年度末（又は当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載することが必要となります。

② ○ GC 注記がある場合の対応策

財務諸表に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合、【事業等の

有価証券報告書の【コーポレート・ガバナンスの状況等】に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 【役員の状況】には、当該事業年度に係る定時株主総会で初めて選出された役員が記載されることはない。
- ② 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記する必要がある。
- ③ 略歴欄には役員の見学履歴を記載する必要がある。
- ④ 各役員が保有している新株予約権の数量を記載する必要がある。

テーマ

役員の状況

【役員の状況】には、役員の役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、所有株式数を記載します。役員間において二親等以内の親族関係がある場合には、その内容を注記しなければなりません。また、所有株式数については、他人（仮設人を含む）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載されます。さらに、欄外に役員の内女性別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率（割合）を記載する。

正解 ▶ ②

① × 役員の見学履歴の記載時点

【役員の状況】には、有価証券報告書提出日現在における役員の状況を記載します。そのため、定時株主総会終了後に有価証券報告書を提出する場合には、当該株主総会開催後に役員を選任後の状況を記載することになります。なお、定時株主総会終了前に有価証券報告書を提出する場合は、当該株主総会における役員を選任後の状況を記載することになりますが、当該株主総会において役員の変更に関する決議が予定されている場合には、その旨及びその概要の記載が必要です。本選択肢では、有価証券報告書の提出タイミングにつき特段の限定をしていないことから、本選択肢は適切とはいえません。

【連結貸借対照表】

有価証券報告書における連結貸借対照表に関して、不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 不動産業を営む会社が転売を目的として購入・保有する土地は、固定資産ではなく流動資産として表示すべきである。
- ② 1年以内に返済期限が到来する長期貸付金のうち、貸付先Aの財政状態が悪化したことで1年以内に返済される見込みがない場合、貸付先Aに対する貸付金は連結貸借対照表上、流動資産に表示すべきではない。
- ③ 無形固定資産は有形固定資産と異なり、減価償却累計額を当該資産の金額から直接控除し、控除額についての注記は不要である。
- ④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引によって使用されるリース資産は、リース会社が所有している資産であるため、リース会社の借手は、連結貸借対照表上、「リース資産」等の名称で、自社所有の固定資産と区別して表示しなければならない。

テーマ 連結貸借対照表

有価証券報告書の連結貸借対照表は連結財務諸表の一つで、企業集団における財政状態を表します。連結貸借対照表の表示に関しては、連結財務諸表規則(以下「規則」)に規定されています。まず様式については連結財務諸表規則第四号に規定されています。資産(流動資産、固定資産(有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産)及び繰延資産)、負債(流動負債及び固定負債)及び純資産(株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分)に区分したうえで、二期比較により表示することとなります。連結財務諸表規則には、代表的な科目名が規定されており、独立規程等の重要な基準等も規定されています。

決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい（サマリー情報の様式の使用を前提とする）。

- ① 決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を必ず開示しなければならない。
- ② 業績予想の開示に際して、第1四半期の四半期決算短信に於けるものは、通常は通期の業績予想に加えて、中間連結会計期間の業績予想が重要とされる。
- ③ 決算短信及び四半期決算短信は、有価証券報告書や四半期報告書の財務諸表本表のようにXBRLの形式で提出することが求められる。
- ④ 第1・第3四半期決算短信に公認会計士等によるレビューを受ける場合、レビュー未了の第1・第3四半期決算短信を先に開示し、レビューが完了次第、改めて第1・第3四半期決算短信を開示することができる。

テーマ 決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信は、サマリー情報と添付資料の構成がほぼ整合的になっています。さまざまな記号事項のなかでも、配当予想の開示と業績予想の開示に関する重要性は揺るぎません。

- ① 配当予想の開示
 決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を記載しなければなりません。ただし、配当予想額が未定の場合は配当予想の欄に「－」を記入し、欄外の配当予想が未定である旨を記載します。また、配当予想を開示しない場合は、同じく「－」を記載し、または当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。なお、配当予想を修正した場合には、重要性基準はなく、必ず配当予想の修正として適時開示を行わなければならないとされています。
- ② 業績予想の開示
 投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられるとされています。

実際の記載例としては、業績の予想値を記載する例、業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例、中長期的な目標などを記載する例、などが見られます。

正解▶④

① × 配当予想の開示

決算短信及び四半期決算短信においては配当予想を記載しない場合は必ず「－」を記載し、欄外に配当予想が未定である旨あるいは開示しない旨を記載します。配当予想を開示しない場合には、これに加えて、開示しない理由をサマリー情報又は添付資料に記載することが求められています。つまり、サマリー情報において配当予想を開示しない結果となる場合は必ず記載することになります。

② × 業績予想の開示

業績予想の開示について、以前はサマリー情報で通期と半期の売上高等の予想を表形式で記載する様式が示されていたが、現在ではそのような様式は示されておらず、投資者が通期業績を共通基準に有用と思われる情報を記載することが求められているのです。

③ × XBRL による財務諸表の提出

有価証券報告書や四半期報告書の EDINET 提出に際しては、報告書全体を XBRL の形式で提出することが求められています。一方、決算短信及び四半期決算短信についても、サマリー情報を、TDnet の XBRL ファイル作成機能を用いて登録・提出することになります。

④ ○ 決算短信等の開示タイミング

第 1・第 3 四半期決算短信に公認会計士等によるレビューを任意で受ける場合、レビュー報告書を添付した第 1・第 3 四半期決算短信を開示することが求められています。この場合、以下の 2 パターンの開示タイミングが想定されます。

(パターン 1) レビューが完了した時点で開示する

(パターン 2) レビュー未了の第 1・第 3 四半期決算短信を先行開示し、レビューが完了次第、改めて第 1・第 3 四半期決算短信を開示する

ただし、レビューが義務の場合は原則としてパターン 1 での開示が必要となります。

CAT(株)の当連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。

下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)に答えなさい。

なお、単位は全て百万円である。

○資料1【連結貸借対照表】(一部抜粋)

	前連結会計年度 (X4年3月31日)	当連結会計年度 (X5年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	XX,XXX	15,000
受取手形及び売掛金	XX,XXX	85,600
有価証券	XX,XXX	15,000

○資料2【有価証券明細】

区分	金額
MMF	10,000
3ヶ月以内に満期が到来する社債(1年満期)	2,000
株式	3,000
合計	15,000

○資料3【定期預金明細】

定期預金(名目)	預入期間	金額
A定期	X5年1月1日～X5年6月30日	200
B定期	X4年6月1日～X5年5月31日	300
C定期	X5年3月20日～X5年6月10日	800
D定期	X4年7月1日～X6年6月30日	400

○資料4【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】抜粋

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資です。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (X5年3月31日)

現金及び預金	(①)
有価証券	15,000
計	XX,XXX
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△(②)
MMFを除く有価証券	△ XX,XXX
現金及び現金同等物	(③)

小問(1) ①に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(2) ②に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(3) ③に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

SAMPLE

テーマ キャッシュ・フロー計算書関係注記

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の関係を示す注記事項です。

連結貸借対照表の「現金及び預金」と「有価証券」の合計額から、連結キャッシュ・フロー計算書上の「現金及び現金同等物」に該当しない項目を除くことで、連結キャッシュ・フロー計算書上の「現金及び現金同等物」の金額を記載することになります。

なお、財務報告実務検定試験では、PC画面上の電卓を用いて計算することとなるため、事前に操作に慣れておく必要があります。

《解答・解説》

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、以下のようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高は連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(×5年9月31日)

現金及び預金	20,000
有価証券	5,000
計	25,000
預入期間が3ヶ月を超えて 定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

小問(1) 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

小問(2) 百万円

「預入期間が3ヶ月を超える定期預金」となっているため、定期預金明細のうちどれが該当するのかを確認します。

なお、資料4には、「決算日から3ヶ月以内に満期日の到来する」ではなく、「取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する」と記載されている点に注意が必要です。

(名称)	預入期間	金額	預入期間 3ヶ月以内	連結貸借対照表上 の勘定
A 定期	X5年1月 1日～X5年6月30日	200	×	現金及び預金
B 定期	X4年6月 1日～X5年5月31日	300	×	現金及び預金
C 定期	X5年3月20日～X5年6月10日	800	○	現金及び預金
D 定期	X4年7月 1日～X6年6月30日	400	×	長期預金 ^(注1) (投資その他の資産)

(注1) 連結貸借対照表の「現金及び預金」に含まれるのは、決算日から1年以内に満期日が到来するものです。D定期は、満期日がX6年6月30日であり、決算日から満期日が1年超となるので、投資その他の資産の区分の「長期預金」等の科目に含まれます。

したがって、預入期間が3ヶ月を超える定期預金のうち、連結貸借対照表の「現金及び預金」に含まれているのは

A 定期 200 + B 定期 300=500

となるので、表示は△500 となります。

小問(3) 百万円

資料2【有価証券明細】の合計額と連結貸借対照表の「有価証券」の金額が15,000と一致していることから、投資有価証券は含まれていないことがわかります。

3ヶ月以内に満期が到来する社債(満期)	2,000
株式	3,000
計	5,000

したがって、有価証券明細のうちMMF以外のものは下記のようになります。
 なお、運用期間が3ヶ月以内であればMMFと同様の取扱いをするため、運用期間などの満期日などに留意する必要があります。
 また、株式は買目的の株式と考えられます。

以上の現金及び現金同等物の金額は、

現金及び預金 20,000 + 有価証券 15,000

－預入期間が3ヶ月を超える定期預金500－MMFを除く有価証券5,000= 29,500
 となります。

〈検定主催団体について〉

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場 (IPO=Initial Public Offering) 準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成手順、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制機能を広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式編】(旧財務報告実務検定)」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成(連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引先負債権債務の照合表の作成等)から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRLの実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】(2016年2月1日より試験開始)」を開発・運営しています。

SAMPLE

〈執筆協力者プロフィール〉

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150か国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびコンプライアンスの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた問題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームは、単独に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の取扱いが有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。また、各メンバーファームが所在国の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することがありません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYネットワークにおけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young Shinohara, LLC
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを伴うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監修	松本 一（まつもと・ゆういち）
編集代表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨花（いわた・るりこ）
	小畑 旭（おばた・あさひ）
	小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）
	中谷真久（なかや・まさひさ）

2015年 6月28日 初版第1刷発行
2024年 8月1日 第16刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験問題集
2025年3月期基準(2024年8月1日版)

編者 日本IPO実務検定協会
発行者 岩村信寿
発行所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座1-12-4-7F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

の取り扱いには以下の点にご注意ください。
本書の著作権は、日本IPO実務検定協会にございます。
・本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

SAMPLE